

## 第8期益城町障がい福祉計画・第4期益城町障がい児福祉計画策定業務委託企画提案実施要領

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 第8期益城町障がい福祉計画・第4期益城町障がい児福祉計画策定業務
- (2) 委託内容 別紙「委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで
- (4) 業務量の目安 本業務の参考業務規模は、3,400,000円（消費税を含む。）以内を想定する。

### 2 参加資格・・・次の（1）～（4）のすべてに該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人であること。
- (3) 過去に障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定等の実績を有していること。
- (4) 国税、県税及び市区町村民税（法人税を含む。）を滞納していない者であること。

### 3 プロポーザル実施スケジュール

- ・公募開始（HP掲載） 令和8年3月23日（月）
- ・参加表明書等の提出期間 令和8年3月23日（月）～4月8日（水）午後5時まで
- ・質問書受付 令和8年3月23日（月）～4月2日（木）午後5時まで
- ・質問回答期日 令和8年4月6日（月）
- ・企画提案要請書通知 令和8年4月10日（金）
- ・企画提案書等の提出期間 令和8年4月10日（金）～4月23日（木）午後5時まで
- ・プレゼンテーション 令和8年5月下旬予定  
※詳細な日時・場所については、別途通知する。
- ・審査結果の通知 令和8年5月下旬予定
- ・契約締結 令和8年5月下旬予定

### 4 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年3月23日（月）～4月2日（木）午後5時まで
- (2) 質問方法 ①質問は、質問書（様式第8号）を電子メールにて提出すること。  
（件名に「益城町障がい福祉計画等策定に関する質問」とすること。）  
②審査に関する質問には応じない。  
③提出先：益城町役場福祉課障がい支援係
- (3) 回答方法 提出された質問の回答は、質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、益城町ホームページに掲載する。

### 5 参加表明書等

- (1) 受付期間 令和8年3月23日（月）～4月8日（水）午後5時必着

- (2) 提出書類等 ①参加表明書（様式第1号）  
②会社概要（様式第2号）  
③委任状（様式第3号）※委任状が必要な場合に提出すること。  
④業務経歴書（様式第4号）
- (3) 提出方法 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）又は郵送による。
- (4) 提出先 益城町役場福祉課障がい支援係  
〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
- (5) 参加承認等  
本プロポーザル参加承認の可否の連絡は、参加表明書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで通知する。
- (6) 参加資格の喪失  
資格審査通知後に、参加資格を満たしたものが次のいずれかに該当した場合は、失格とし、本プロポーザル参加資格を喪失するものとする。  
①前記2の資格要件を満たさなくなったとき。  
②参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 参加辞退等  
参加表明書等提出後に、何らかの理由で参加を辞退する場合、辞退届（様式第9号）を提出するものとする。
- (8) 参加承認等  
資格要件を満たす者（以下「参加者」という）には企画提案書等の提出を求めるものとし、電子メールと文書にて通知する。  
※参加資格審査通知 令和8年4月10日（金）に通知する。

## 6 企画提案について

- (1) 受付期間 令和8年4月10日（金）～4月23日（木）午後5時必着
- (2) 提出書類等  
① 様式規格は、原則としてA4企画縦として作成すること。  
② 文字サイズは、11pt以上とすること。  
③ 図、絵、写真等の使用は可とする。  
④ 企画提案書に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。ただし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語訳を付記すること。  
⑤ 「企画提案内容」、「業務実施方針・業務フロー」、「工程計画」、「業務実施体制」「配置予定者調書」「見積書及び見積内訳書」の写し8部については、会社名等が特定できないよう留意すること。

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	様式第5号	原本1部
企画提案内容	様式任意 ※仕様書に示している業務内容について提案するとともに、独自の企画提案を記載すること	原本1部 写し8部
業務実施方針・業務フロー	様式任意	
工程計画	様式任意	
業務実施体制	様式第6号	
配置予定者調書	様式第7-1号、様式第7-2号	
見積書及び見積内訳書	様式任意	

(3) 提出方法 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）又は郵送による。

(4) 提出先 益城町役場福祉課障がい支援係  
〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

## 7 選定方法

選考委員会において審査を行い、候補者を選定する。

### (1) 審査の方法

参加資格を有すると判断された業者について、提案書等書類及びプレゼンテーション（1事業者につき30分程度（最初の20分以内で提案者による説明、その後質疑応答））による審査を行う。

### (2) 審査の基準

審査に当たっては、評価表に記載した点を総合的に判断し、評点方式にて選定を行う。なお、得点が同点数となった場合には、評価項目「企画提案内容」の評点が高い事業者を上位とする。また、審査を行った結果、評価（合計）が65点を超える事業者がない場合には、どの事業者も候補者とはしない。

### (3) プレゼンテーションの実施日程

プレゼンテーションの実施日は、令和8年5月下旬を予定しており、詳細については、別途企画提案者宛通知する。

### (4) 審査結果

審査結果は参加事業者に別途通知する。なお、審査経過については一切公表しない。

### (5) 質問等

企画提案の審査にて最優秀者に先行されなかったものは、審査結果が公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日を含まない）以内に、書面により選考委員会に対して非選定理由の説明を求めることができる。

また、選考委員会は説明を求められた場合、書面による質問等の提出期限日の翌日から起算して10日以内に書面により回答を行う。

評価表

審査項目		判断基準	配点
内容評価	業務実施能力	①事業者は本業務を遂行するにあたり有効な実績を有しているか。 ②担当者は本業務を遂行するにあたり有効な経歴と資格を有しているか。 ③業務を遂行するのに十分な体制が確保されているか。 ④本町担当職員との円滑な調整、打ち合わせが可能であるか。	15点
	企画提案内容	業務目的の理解 本業務の背景、目的を的確に理解しているか。	15点
		業務遂行方針 ①町の地域特性や課題を的確に把握した提案がなされているか。 ②実現性の高い計画とするための具体的な方策が示されているか。 ③独創的・画期的な提案がなされているか。 ④作業工程に無理がなく、作業手順は効率的なものであるか。	30点
ヒアリング評価点	プレゼンテーション	①業務に取り組む強い意欲、積極性が感じられるか。 ②発表の構成力に優れ、根拠や知識・技術力の裏付けなどにより説得力があるか。 ③コミュニケーション能力が高く、わかりやすく、明確に素早い対応ができるか。	25点
価格評価点		業務に対して見積金額が適切か。	15点
合計			100点

8 契約

- (1) 審査により決定した業者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について、本町と協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、その後の協議において企画案の一部を変更する場合もある。
- (2) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (3) 委託費の支払いについては、令和8年度末に、すべての業務を完了し、関係書類等の検査終了後に、全額を支払うものとする。

9 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (7) 提出期限後の参加表明書及び企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- (8) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (9) 本業務を遂行するにあたり、業務の全てを実施体制表以外の特定の業者に再委託してはならない。
- (10) 電話や電子メール等の通信事故については、益城町はいかなる責任も負わない。

#### 10 書類提出先及び問い合わせ先

所在地 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地  
担当部署 益城町役場福祉課障がい支援係  
担当者 岩野  
電話番号 096-286-3115  
電子メール shougaisien@town.mashiki.lg.jp